

年1回検査

三次市 PFAS検査結果

		R6年度
		検査時期 (第2四半期)
③尾越ポンプ所給水栓	浄水	2
①河内コミュニティセンター給水栓	浄水	<1
②志和地消防団給水栓	浄水	<1
④君田第二分団格納庫給水栓	浄水	<1
⑤布野支所給湯室給水栓	浄水	2
⑥作木ふるさと活性化センター川の駅給水栓	浄水	<1
⑦大津郵便局給水栓	浄水	<1
⑧上作木配水池系(個人宅前)ドレン	浄水	<1
⑨海田原消防格納庫	浄水	3
⑩丸田加圧ポンプ所	浄水	4
⑪安田取水場給水栓	浄水	<1
⑫片野加圧ポンプ所	浄水	8
⑬辻徳市配水池	浄水	4
⑭塔ノ山配水池系(個人宅玄関先)給水栓	浄水	10
⑮長田集会所散水栓	浄水	7
⑯長沢加圧ポンプ所	浄水	4
⑰旧敷名浄水場散水栓	浄水	1
⑱下板木コミュニティセンター給水栓	浄水	<1
⑲上山三区集会所給水栓	浄水	7
⑳戸野山配水池系(個人宅)給水栓	浄水	<1
㉑矢原加圧ポンプ所前ドレン	浄水	<1
㉒給食センター給水栓	浄水	<1
㉓個人宅前ドレン(浄水)	浄水	<1

庄原市 PFAS検査結果

		R6年度
		検査時期 (第1四半期)
①布掛山浄水場(出口)	浄水	<1
②西城支所給水栓	浄水	<1
④クロカンパーク給水栓	浄水	<1
⑤美古登給水管	浄水	<1
③川西浄水場(場内給水栓)	浄水	2
④鯉の池浄水場(場内給水栓)	浄水	<1
⑦永田配水池系管末(別作地区)	浄水	<1
ファーマーズマーケット前ドレン	浄水	1
⑫比和保育所給水栓	浄水	<1
⑬総領支所給水栓	浄水	<1

- ・検査回数:水道企業団の水質検査計画では、全ての浄水場において年1回以上の検査を実施することとしています。
- ・検査結果:「<1」は定量下限値(1ng/L)を下回っていることを表しています。

年1回検査

安芸高田市 PFAS検査結果

		R6年度
		検査時期 (第4四半期)
①国司系	浄水	<1
②福原系	浄水	9
③坂巻系	浄水	2
⑤甲立系	浄水	4
④小原系	浄水	3
⑰糠地系	浄水	<1
⑱浅塚系	浄水	<1
⑲高地長屋系	浄水	<1
⑦北原系	浄水	3
⑧佐々井系	浄水	5
⑩本郷系	浄水	<1
⑨別所系	浄水	<1
⑫美土里本郷系	浄水	<1
⑪生田系	浄水	<1
⑬横田系	浄水	<1
⑳丸山系	浄水	2
㉑里栗系	浄水	1
㉒坂上系	浄水	<1
㉓戸島系	浄水	<1

江田島市 PFAS検査結果

		R6年度
		検査時期 (第2四半期)
①津久茂公園給水栓	浄水	3
②美能松原公園給水栓	浄水	<1

北広島町 PFAS検査結果

		R6年度
		検査時期 (第1四半期)
①北広島町商工会内給水栓	浄水	2
②県営工業団地内給水栓	浄水	2
③本地給水区管末	浄水	5
④明神ハイツ給水栓	浄水	<1
⑤大朝支所内給水栓	浄水	1
⑥北広島町図書館内給水栓	浄水	2
⑦豊平支所内給水栓	浄水	2
⑧雄鹿原地区 浄水場給水区域内の給水栓	浄水	<1
⑨細見地区 浄水場給水区域内の給水栓	浄水	<1
⑩八幡地区 浄水場給水区域内の給水栓	浄水	<1
⑪美和東地区 浄水場給水区域内の給水栓	浄水	<1
⑫雲月地区 浄水場給水区域内の給水栓	浄水	<1
⑬土橋地区 浄水場給水区域内の給水栓	浄水	1
⑭美和中央地区 浄水場給水区域内の給水栓	浄水	<1
⑮美和西地区 浄水場給水区域内の給水栓	浄水	<1
⑯才乙地区 浄水場給水区域内の給水栓	浄水	<1

- ・検査回数:水道企業団の水質検査計画では、全ての浄水場において年1回以上の検査を実施することとしています。
- ・検査結果:「<1」は定量下限値(1ng/L)を下回っていることを表しています。

年1回検査

世羅町 PFAS検査結果

		R6年度
		検査時期 (第1四半期)
①さかえ浄水場 管理棟	浄水	3
②重永前・田打浄水場 管理棟	浄水	2
③賀茂浄水場 管理棟	浄水	2
④津久志浄水場 管理棟	浄水	<1
⑥水の別浄水場管理棟	浄水	2
⑦大見浄水場 管理棟	浄水	<1
⑧小国浄水場 管理棟	浄水	3
⑨津田浄水場 管理棟	浄水	4
⑩黒淵浄水場 管理棟	浄水	2

神石高原町 PFAS検査結果

		R6年度
		検査時期 (第1四半期)
②三和学校給食センター(小畠系)	浄水	1
②河原郷浄水場	浄水	8
③光信浄水場系 公衆トイレ	浄水	5
④あけぼの集会所(大上系)	浄水	3
⑤高蓋浄水場系 公衆トイレ	浄水	3
⑥花屋谷浄水場	浄水	3
⑦くるみふれあいプラザ(井関係)	浄水	2
⑥五組生活センター(高下田系)	浄水	2
⑨時安浄水場	浄水	1
⑩永野北浄水場	浄水	9
①豊松支所(四日市系)	浄水	3
⑫野呂谷浄水場	浄水	<1
⑬市場浄水場	浄水	1
⑭西油木浄水場	浄水	2
⑮小吹浄水場	浄水	<1
⑯安田浄水場	浄水	2
⑰近田浄水場	浄水	<1
⑱花済浄水場	浄水	<1
⑲東南油木浄水場	浄水	<1

- ・検査回数:水道企業団の水質検査計画では、全ての浄水場において年1回以上の検査を実施することとしています。
- ・検査結果:「<1」は定量下限値(1ng/L)を下回っていることを表しています。

年4回検査予定

竹原市 PFAS検査結果

		R6年度			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
①小梨地域交流センター	浄水	7	11	11	5
③東野水系田万里	浄水	7	12	8	7
④成井水系忠海小学校	浄水	6	10	6	4
⑤末友水系管末ドレン	浄水	6	5	3	3
⑦福田水系管末	浄水	2	7	2	1

三原市 PFAS検査結果

		R6年度			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
①西野浄水場浄水	浄水	4	6	3	2
②中之町水源浄地浄水	浄水	13	14	8	4
③片山系浄水	浄水	2	6	1	1
④新久井浄水場浄水	浄水	2	2	3	1
⑤和木浄水場浄水	浄水	3	4	2	2
⑥新和木浄水場浄水	浄水	<1	<1	1	2
⑦登町浄水場浄水	浄水	1	2	2	1

府中市 PFAS検査結果

		R6年度			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
①城山浄水場系給水栓	浄水	3	3	4	2
②用土浄水場系給水栓	浄水	3	11	4	3
③久佐浄水場系給水栓	浄水	3	4	1	<1
④上下浄水場系給水栓	浄水	5	4	2	1
⑤清岳浄水場系給水栓	浄水	3	3	<1	2
⑥矢多田浄水場系給水栓	浄水	4	4	2	2

庄原市 PFAS検査結果

		R6年度			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
⑥帝釈自治振興区給水栓	浄水	5	6	3	6

東広島市 PFAS検査結果

		R6年度			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
①吾妻子給水栓	浄水	3	5	6	<1
②松子山給水栓	浄水	1	3	<1	<1
③三津給水栓	浄水	2	2	<1	1
④木谷給水栓	浄水	10	19	9	5
⑥失平給水栓	浄水	3	3	2	2
⑦下竹仁給水栓	浄水	2	3	<1	<1

・検査回数:令和5年度の検査で10ng/L(管理値の20%)以上の濃度が検出された6水道事業10浄水場(下線付きの地点名)においては、濃度の推移を確認するため、年4回の検査を実施しています。また、その他一部の地点でも地域の要望等を踏まえ年4回の検査を実施しています。

・検査結果:「<1」は定量下限値(1ng/L)を下回っていることを表しています。

年4回検査予定

廿日市市 PFAS検査結果

		R6年度			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
物見第3公園(定期検査実施場所)	浄水	4	4	3	2
なかよし広場公園(定期検査実施場所)	浄水	3	3	2	2
権現ハウス(定期検査実施場所)	浄水	2	3	2	2
友和浄化センター(定期検査実施場所)	浄水	4	3	3	3
花上加圧ポンプ所内(定期検査実施場所)	浄水	4	7	2	<1
冷川地区内(定期検査実施場所)	浄水	<1	1	<1	<1
頓原地区内(定期検査実施場所)	浄水	4	6	3	1

安芸高田市 PFAS検査結果

		R6年度			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
⑥西浦系(丹比・可愛地区)	浄水	12	12	10	9
⑩船佐中央系	浄水	2	2	3	<1
⑭川根系	浄水	<1	<1	<1	—
⑮原田系	浄水	40	23	21	23
㉕下福田系	浄水	<1	<1	<1	—
㉔すだれ系	浄水	3	4	3	3

注) ⑭川根系と㉕下福田系については、これまでの検査結果が1未満であることから第4四半期の検査を取りやめた。

・検査回数: 令和5年度の検査で10ng/L(管理値の20%)以上の濃度が検出された6水道事業10浄水場(下線付きの地点名)においては、濃度の推移を確認するため、年4回の検査を実施しています。また、その他一部の地点でも地域の要望等を踏まえ年4回の検査を実施しています。

・検査結果: 「<1」は定量下限値(1ng/L)を下回っていることを表しています。

年4回検査予定

水道用水供給事業 PFAS検査結果

		令和6年度			
		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
瀬野川浄水場	浄水	<5	<5	<5	<5
宮原浄水場	浄水	<5	<5	<5	<5
白々瀬浄水場	浄水	<5	<5	<5	<5
三ツ石浄水場	浄水	<5	<5	<5	<5
埜田浄水場	浄水	<5	<5	<5	5
宮浦浄水場	浄水	<5	<5	<5	<5
坊土浄水場	浄水	<5	<5	<5	<5

・検査回数: 用水供給事業では従前から、年4回の検査を実施していたため、引き続き年4回の検査としています。
・検査結果: 「<5」は定量下限値(5ng/L)を下回っていることを表しています。